

(2) パブリックコメントを踏まえた修正等について

1) 寄せられた意見・提言を踏まえ、下記のとおり修正することとしました。

p 4 下から 13 行目～

これから私たちが目指そうとする循環型社会では、自然界から新たな資源を取り出すことを最小にし、できるだけ長期間社会で使用することや既に社会で使用されたものなどを再生資源として投入することにより、最終的に自然界へ廃棄されるものも最小とすることを基本とします。

(理由)

入口及び出口の最小化のためには、再生利用のみならず、ものを大事に使うこと(ロングライフ化)も重要であるため表現を適正化。

p 5 上から 20 行目～

さらに、買い物際には買い物袋や風呂敷などを持参し、不必要な容器や包装はもらわないようにしたり、再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービス(グリーン製品・サービス)の購入(グリーン購入)を心がけたりします。

(理由)

用語の明確化。

p 8 上から 1 行目と 2 行目の間

循環型社会の形成に向けて、国をはじめ各主体が関連する法律の着実な施行など次章以降の取組を進めることにより、以下の数値目標の達成を図っていきます。

(理由)

数値目標の達成方途については、次章以降の国をはじめ各主体の取組を行うことにより達成するものであることを明確にするため。

p 8 図 1

輸入部分を輸入資源採取量と製品輸入量に細分類を行った。

(理由)

天然資源等の「等」は製品輸入量であることを明確にするため。

p 16 下から 2 行目～

なお、これらの施設整備にあたっては、積極的に情報公開や、市民地域住民との対話の推進を計り図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。

(理由)

他の箇所との標記と整合性を図るため。

p 21 工程表：フロン破壊回収法を新設

フロン回収破壊法の施行(14年4月) 法律の評価・検討(平成19年度～)

(理由)

循環基本法では気体が廃棄物等に含まれるため、フロンに関する取組を追加。

2) その他、寄せられた意見・提言の多くは下記のようなものでした。

総論として、計画への肯定的あるいは否定的な評価

全体を通して、用語の解説・文意の明確化を求める意見

数値目標について、設定方法の解説を求める意見

数値目標について、目標水準が高すぎるあるいは低すぎるとする意見

数値目標について、別の指標の提案あるいは採用した指標への反対

国をはじめ各主体の取組について、具体的な施策の提案あるいは反対

これらの意見・提言については次のように考えています。

について

本計画に関する評価は様々あると思いますが、今後は本計画に基づき循環型社会の形成に向けて、国をはじめ各主体の取組が推進されることが重要と考えております。また、中央環境審議会においては、計画の第6章第1節に基づき、計画の進捗状況について評価・点検を行うこととしており、御指摘の意見・提言も参考としつつ、評価・点検を行ってまいりたいと考えております。

及び について

御指摘のとおり、分かりやすい用語や文章、数値目標の設定方法など本計画を理解しやすいものとするのが重要と考えております。一方、同様の理由から、計画を平易で、読みやすいものとするためには全体の分量があまり多くならないようにすることも必要と考えております。このため、本計画に関する用語、数値目標の設定方法、具体的な取組の事例など詳細については、循環型社会白書などにおいて情報提供・公表していくことを考えております。

及び について

本計画の数値目標については、循環基本法の制定された平成12年度から10年後の平成22年度を目標年次として、我が国全体の循環型社会の形成の達成度合いを測る指標として、物質（マテリアル）フローに着目し、入口（資源生産性）と出口（最終処分量）をより小さく、中間の循環（循環利用率）をより大きくしていくという考えで設定しています。一方、個々の自治体や個人・事業者における循環型社会の形成に向けた取組を測る指標として、具体的で分かりやすい目標として環境教育・普及啓発による意識・行動の変化を測る目標、1人1日あたりのごみ排出量、循環型社会ビジネスの市場規模などを設定しています。

また、数値目標の水準については、物質フロー目標については、過去のトレンド等を踏まえつつ、循環型社会の形成に向けた3R対策などを進めることにより達成可能と考えられるものを、取組目標については、現状の水準を踏まえ審議会での議論、ヒアリング等により決めたものです。

本計画は、国内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して5年程度を目途に必要な見直しを行うこととしており、御指摘の数値目標の水準や指標についても、計画の達成状況などを踏まえ改めて検討してまいりたいと考えております。

について

本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、循環型社会の形成に向けて、具体的に本計画に掲げた取組を国、関係各主体が連携して推進していくことがまずは重要と考えています。

一方、本計画は、国内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して5年程度を目途に必要な見直しを行うこととしております。その際、御指摘の意見・提言も参考としつつ、改めて検討してまいりたいと考えております。

なお、御指摘のうち、排出者責任や拡大生産者責任（EPR）の重要性、経済的手法の活用
の必要性などは本計画の第2、4章にも既に記述しております。また、国民・事業者が廃
棄物・リサイクル問題など環境への関心を持ち、循環型社会の形成に関する理解を深めてい
くことについては、第2、4、5章において、国民・事業者への環境教育・普及啓発・情報
提供などを記述しているところです。具体的には、循環型社会の形成に向けてインターネッ
トによる分かりやすい情報提供（WEBマガジン「Re-Style」(<http://www.re-style.jp/>))、
循環型社会白書や環境学習用マンガパンフレットの発行などを行っており、これにより循環
型社会の形成に関する理解を深めてまいりたいと考えております。さらに、計画に基づく施
策の適正な評価・点検、情報公開、国民参加等をしていくことについては、第6章において、
計画の効果的実施に向けて、中央環境審議会での評価・点検などを記述しているところです。
具体的には、この中央環境審議会での点検についてはこれまでの計画策定における審議と同
じく原則一般に公開して行うとともに、議事録・資料等については環境省のHP
(<http://www.env.go.jp/>)に掲載していくことを予定しています。